①事 業 名	【5】学校教育情報化推進総合プラン
②主管課及び関 係課 (課長名)	(主管課)初等中等教育局参事官付(参事官:嶋貫 和男)
③施策目標及び 達成目標	施策目標1-5 ITに関する教育・学習の振興とITを活用した教育・学習の振興 達成目標1-5-1 概ね全ての教員がコンピュータを使った指導を実施できるよ うにする。
④事業の概要	学校の基本的なIT環境が整備されつつある現状を踏まえ、整備されてきた学校のIT環境の利活用の適正化等を図ることを目的とし、教員のITを活用した指導力の向上等を図るために、教員のITを活用した指導実践事例等の情報の共有化を促進するためのモデル事業、コンピュータを使って指導できる教員の割合の低い都道府県等を対象とした研修事業等を行う。
⑤予算額及び 事業開始年度	平成 18 年度概算要求額: 939 百万円(平成 17 年度予算額: 918 百万円) 事業開始年度: 平成 15 年度
⑥事業開始時に おいて得よう とした効果	教員のITを活用した指導力の向上等により、整備されてきた学校のIT環境の利活 用の適正化等を図る。
⑦得られた効果	コンピュータを使って指導できる教員の割合は、これまで増加してきたところである。 (参考数値:平成 14 年度末 52.8 % → 平成 16 年度末 68.0 %(☆ロハウヤ高等学校及びぼ・聾・養護学校))
8得ようとする 効果及び上位	
目標との関係	これにより、整備されてきた学校のIT環境の利活用の適正 平成 20 年度 化等を図ることができる。
⑩必要性	昨今の情報化の進展は著しく、学校においても、こうした情報化の進展に適切に対応していくことが必要である。また、ITは、教科を問わず大きな教育効果を発揮し得るものであり、その教育効果は、近年の調査研究等により徐々に明らかとなってきているところである。各教科等の目的を達成し、現行の学習指導要領の目的でもある「確かな学力」の育成を図る観点からも、教育効果を実現するために効果的なITの活用を広め、定着させていくことが必要不可欠である。 IT環境の整備については、校内 LAN 整備率等の一部の指標において遅れが見られるものの、教育用コンピュータの整備や、学校の高速インターネットへの接続等については進捗が見られる。しかしながら、コンピュータを使って指導できる教員の割合については、平成16年度末時点で68.0%(位が仲辭学及び道・董・翻教教)に過ぎず、概ね全ての児童生徒がITを活用した効果的な授業を受けられる状況には至っていない。このように、整備されてきた学校のIT環境の利活用の適正化等を図るためには、今後も継続的に教員のITを活用した指導力の向上等を図ることが必要不可欠となっている。このため、教員相互がITを活用した指導実践事例等の情報を共有し、独自にITを活用した効果的な指導手法等について研究すること等の促進、コンピュータを使って指導できる教員の割合の低い都道府県等を対象とした研修等の実施により、教員のITを活用した指導力の向上等を促進することは、必要不可欠である。

<u> </u>		
⑪効率性		成果として、教員相互の情報交換や、自らの意思でITを活用した指導力の向上を図る機会が提供されることとなるが、これらは、その事業内容に応じて、全国の全ての教員を対象としたり、特にコンピュータを使って指導できる教員の割合の低い都道府県等を集中的に対象としたりすることとなるため、その効率性は高い。
⑫想定できる代 替手段との比 較考量		教員のITを活用した指導力は、国、都道府県等及び各学校が連携した体系的な教員研修を実施することで向上することも考えられる。 しかしながら、当該研修の体系においては、都道府県等のリーダーとなる者を育成する独立行政法人教員研修センターの研修の後、都道府県等や学校において、当該研修の成果を前提とした教員のITを活用した指導力の向上を図るための研修が行われるか否かは、各都道府県等及び各学校の裁量に委ねられており、概ね全ての教員のITを活用した指導力を網羅的に向上する成果が得られるとは限らない。また、独立行政法人教員研修センターの研修は、従来より並行して行われてきたところであるが、本研修は平成17年度末で終了することから、本事業等の重要性はさらに高まっているところである。
_	指標・参考指 標	コンピュータを使って指導できる教員の割合等
効性	効果の把握の 仕方	学校における教育の情報化の実態等に関する調査(毎年度実施)において、コンピュ ータを使って指導できる教員の割合を調べること等により、進捗状況の把握をする。
	得ようとする 効果の達成見 込み及びその 判断根拠	教員のITを活用した指導力の向上に資する独立行政法人教員研修センターの研修は 平成 17 年度末で終了するが、これまでに育成された都道府県等のリーダーが中心となって、各都道府県等及び学校において、独自に研修等が行われることが期待されている。 本事業等を行うことにより、これらの研修等に資する成果が得られるほか、教員相互 の情報交換や、自らの意思でITを活用した指導力の向上を図る機会が提供されること となることから、効果の達成は見込まれる。
(A) 公平性、優先 性		
⑤評価に用いた データ・情報 ・外部評価等		コンピュータを使って指導できる教員の割合(学校における教育の情報化の実態等に関 する調査)等
16備 考		

## 学校教育情報化推進総合プラン

学校の基本的なIT環境が整備されつつある現状を踏まえ、 今後は、整備されてきた学校のIT環境をいかに利活用して いくかが重要な課題。



- 平成17年3月現在
- 高速インターネット接続率 全公立学校の81.7%
- ・普通教室のLAN整備率 44.3%
- ・PC1台当りの児童生徒数 8.1人

## 教育情報共有化促進モデル事業

教科を同じくする地域の教員が集まる教育研究団体等を活用し、研修に加え、日常的な情報交換、コンテンツ等の情報共有を一体的に行うことができるよう、各地域の団体を指定し、教育情報の作成・共有化等の研究を行うモデル事業を実施する。

## IT活用重点促進事業(仮称)

指定した複数の都道府県等(コンピュータを使って指導できる教員の割合の低い都道府県等を想定)の公立の小中高等学校の教員を対象に、ITを活用した指導を行うことができる能力を養成する研修を実施する。

その他 I T授業実践ナビ等